

Web **労働おいた**
 Roudou ITA

2014/11

第 34 号 (通巻第 728 号)
 制作・発行
 大分県商工労働部労政福祉課

過労死等防止対策推進法が施行されました

平成 26 年 11 月 1 日、「過労死等防止対策推進法」が施行されました。この法律は、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的としています。11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるための取組が行われます。

- 過労死等：業務における過重な負荷による脳血管疾患、心臓疾患を原因とする死亡、業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡、又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害
- 労災補償状況 (平成 25 年度) …精神障害の請求件数は過去最多
 - 【脳・心臓疾患】請求件数 784 件 / うち支給決定件数 306 件
うち死亡請求件数 283 件 / うち死亡支給決定件数 133 件
 - 【精神障害】請求件数 1409 件で過去最多 / うち支給決定件数 436 件
うち自殺 (未遂含む) 請求件数 177 件 / うち自殺 (未遂含む) 支給決定件数 63 件

大分労働局では、11 月に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、労働者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する取組の強化と併せ、長時間労働の削減をはじめとする「働き方改革」に向けて取組が進められました。



- ・ 重点監督の実施
若者をはじめとする労働者を「使い捨て」にするような著しい過重労働や、悪質な賃金不払残業などの法違反をなくしていくため、重点的に臨検監督
 - ・ 過重労働による健康障害防止のための取組の指導
長時間労働者に対する適切な健康管理や面接指導の実施の必要性、メンタルヘルスの不調を予防するための取組の導入について個別指導
 - ・ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に関する周知
関係団体や企業などに対して、労使一体となった職場のパワーハラスメントを予防・解決するための対策の必要性について、一層の周知を図る
 - ・ 職場環境の改善を支援するための各種事業
小規模事業場において、メンタルヘルスの不調を感じている労働者に対する相談指導や「大分県産業保健総合支援センター地域窓口」の周知
- ・ 「ノー残業デー」「県民ノー残業デー」の取組の普及 など (P2に続く)



目次

● 過労死等防止対策推進法が施行されました… P1~ P2	● 労務管理アドバイス …………… P4
● 「労働条件相談ほっとライン」が開設 …………… P2	● 主要労働経済指標 …………… P5
● 「職場のハラスメント・いじめ・嫌がらせ」 集中労働相談会を行います …………… P3	● 大分県の最低賃金が変わりました …………… P6
● 年末年始における年次有給休暇の取得促進を! …… P3	● ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催 …………… P6
	● 県内の動き、労委だより …………… P7
	● 各種お知らせ …………… P8

▶ P1からの続き

[大分県の取組]

過労死等防止啓発月間中の諸行事や労働相談の場、ホームページで周知を行うほか、過重労働防止等の労働講座を開催しました(次項参照)。

**平成26年度
地域労働講座を開催**

県労政福祉課では、平成26年度地域労働講座を県内5会場で開催し、延べ230名の方に受講いただきました。



○東部地域労働講座【10月21日(火)】
(別府市ニューライフプラザ)
「過重労働は企業リスク!~ワーク・ライフ・バランスに向けた取組を~」をテーマに、社会保険労務士の篠原文

司氏による講演を行いました。
受講者43名。



○北部地域労働講座【10月27日(月)】
・(県中津総合庁舎)
「これだけは知っておきたいワークルール!(過重労働防止・残業管理等)」をテーマに、弁護士の岡田壮

平氏による講演を行いました。
受講者58名。



○中部地域労働講座【11月17日(月)】
・(大分市コンパルホール)
「過労死等防止対策推進法成立!メンタルヘルス対策を進めるために」をテーマに、翔労働衛生コンサルタント事務所長の田吹好美氏による講演を行いました。 受講者42名。

田吹好美氏

○西部地域労働講座【10月23日(木)】
(県日田総合庁舎)

「医療・福祉職場の労務管理~労使トラブルを避けるために~」をテーマに、弁護士の寺崎直史氏による講演を行いました。



寺崎直史氏

受講者50名。



○南部地域労働講座【11月18日(火)】
(県佐伯総合庁舎)
「過労死等防止対策推進法成立!~法成立の意義と今後について~」をテーマに、大分労働局監督課長の川辺博之氏による講演を行いました。

川辺博之氏

平日夜間・休日に利用できる無料電話相談

「労働条件相談ほっとライン」が開設

厚生労働省は、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組強化の一環として、平成26年9月1日から平成27年3月31日までの平日夜間(水曜日は除く)と土日に、労働条件に関して無料で相談できる電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」を開設しました。電話相談は、労働者・使用者に関わらず誰でも無料で、全国どこからでもフリーダイヤル(携帯電話・PHSからも利用可能)で利用できます。匿名での相談も可能です。

フリーダイヤル **0120-811-610** (はい!ろうどう)

- 開設期間 : 平成26年9月1日(月)~平成27年3月31日(火)
※年末・年始(12/29~1/3)は除く
- 受付時間 : 平日(月・火・木・金)は17時~22時
土日は10時~17時 ※12月6日(土)は12時~17時

厚生労働省は「労働条件相談ほっとライン」の9月1日~11月1日分の相談件数を公表しています。
相談件数 3,422件(1日平均59件)

うち、11/1実施の過重労働解消相談ダイヤル 280件

(主な相談内容)

- 1 賃金不払残業 588件(うち、11/1実施の過重労働解消相談ダイヤル 147件)
- 2 長時間労働・過重労働 444件(// 178件)

「職場のハラスメント・いじめ・嫌がらせ」集中労働相談会を行います。

職場のハラスメントやいじめ・嫌がらせに関する労働相談は、全国で 59,197 件（平成 25 年度、前年度より 7,527 件の増）、県内では 498 件（平成 25 年度、前年度より 75 件の増、大分労働局集計）と、近年、増加傾向にあります。県労政・相談情報センターが受けた「ハラスメント・いじめ・嫌がらせ」に関する相談でも、平成 24 年度が 78 件、平成 25 年度が 113 件と、全国同様に増加しています。このようなことを受け、**大分県では、12月7日（日）、8日（月）、9日（火）、10日（水）の4日間、集中相談会を実施します。**

<相談場所> 県庁舎本館 7F 労政福祉課（大分市大手町 3-1-1）

<相談時間> 12月7日（日）は、10時～19時 12月8日（月）～10日（水）は、8時30分～19時

- （相談事例）
- ・上司のパワハラでうつ病になった。
 - ・上司の言動で切迫早産の症状が出て緊急入院した。
 - ・同僚から、いつもいじめられている。
 - ・話しかけても無視される。など

職場での、パワハラやマタハラ※、いじめ、嫌がらせなどの相談は、年々、増加しており、放っておくと体調を崩して働けなくなったり、退職に追い込まれたりすることがあります。そうならないためには、早めに解決することが大事です。



マタハラ※とは、マタニティハラスメントのこと。働く女性が妊娠・出産を理由として、解雇・雇止めをされたり、産休・育休がとれないなどの、職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのこと。

<相談方法> ○来所相談 ※12月7日（日）は閉庁日のため、来所される方は、県庁舎本館裏玄関の監視室に「労働相談に来た。」とお伝えください。職員が、お迎えに上がります。

○電話相談 当日は、電話相談もできます。 ☎0120-601-540
携帯電話・公衆電話などからは、☎097-532-3040

・秘密厳守 ・相談無料 ・予約不要

<お問い合わせ先>大分県労政・相談情報センター ☎097-532-3040（労政福祉課内）

年末年始における年次有給休暇の取得促進を！

厚生労働省では、2020年（平成32）までの目標値として、年次有給休暇の取得率を70%に引き上げる目標です。平成24年の年次有給休暇の取得率は47.1%と、前年（49.3%）よりも低下しており、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、より一層の取得促進の取組が求められています。年次有給休暇の取得促進のためには、労使が協力して取り組むことが必要です。年末年始は、計画的付与制度（※）等を活用して、年次有給休暇の取得促進を行きましょう。

※計画的付与制度とは、年次有給休暇の付与日数に内、5日を除いた残りの日数について労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。事業主は労務管理がしやすく計画的な業務運営ができ、従業員はためらいを感じずに休暇を取得できます。

導入例 年末年始・ゴールデンウィークに導入すると？

2014年12月+2015年1月

日	月	火	水	木	金	土
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17

2015年4月+5月

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23

大分県労政・相談情報センターが運営する携帯サイトのご案内

労政・相談情報センターでは県庁ホームページ内に携帯サイト「大分県庁労働相談 @mobile」を設けています。この携帯サイトでは「巡回労働相談の日程」や「ワークルール・ミニ知識」、「最低賃金」などの情報を掲載していますのでご利用ください。

携帯サイトへのアクセスは右のQRコードを利用されるか、次のURLアドレスを入力してください。

携帯サイト
バーコード



http://www.pref.oita.lg.jp/mobile/soshiki/detail.php?lif_id=103091



【執筆】
 社会保険労務士
篠原 丈司 氏
 社会保険労務士
 篠原事務所
 大分市下郡1602-1
 大分県保険医会館2-8

労務管理アドバイス 大分県社会保険労務士会

～長時間労働対策の必要性について～

飲食店の店長だった男性が自殺したのは、過酷な長時間労働と上司のパワーハラメントが原因だったとして、遺族が会社に対して損害賠償を求めた訴訟の判決が11月4日に東京地裁でありました。裁判所は、毎月200時間近くの残業や半年に2日だけの休日に加え、上司から暴言や暴行、嫌がらせなどを受けて精神障害になり自殺したと認定し、同社側に約5,800万円の支払いを命じました。すでに労災も認定されていますが、想像を絶する職場環境だったことがうかがい知れます。

このような過労死が多発し、大きな社会問題となっていることを受けて、過労死等防止対策推進法が11月1日に施行されました。厚生労働省も11月の「過重労働解消キャンペーン」において、長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施を予定しています。

無駄な長時間労働は、脳・心臓疾患や精神障害などの健康障害を引き起こす要因となるだけでなく、その削減はワーク・ライフ・バランスの観点からも全社で取り組むべき問題です。長時間労働が当たり前になると、疲労の慢性化から業務効率や生産性の低下につながり、ますます忙しくなるという悪循環が生まれます。

また、生活時間が破壊され、睡眠不足やストレスによって心身への悪影響をも

たらすことにもつながります。

会社によって長時間労働の要因は様々ですが、帰りたいでも上司が残っていて帰れない、過剰な業務量や人員不足など会社側に要因がある一方で、残業代が毎月の生活費に組み込まれている、成果や能力を長時間労働でアピールする、早く帰宅してもすることがない、など労働者側の要因も考えられます。

平成13年10月に改定された「所定外労働削減要綱」では、労使が取り組むべき事項に関する指針として、以下の10の措置を講ずるよう努めるものとしています。

- ①労働時間に関する意識の改革
- ②業務体制の改善
- ③労使一体となった委員会の設置
- ④「ノー残業デー」「ノー残業ウィーク」の導入・拡充
- ⑤フレックスタイム制や変形労働時間制の活用等
- ⑥ホワイトカラー等の残業の削減
- ⑦時間外労働協定における延長時間の短縮
- ⑧「原則限度時間」の設定
- ⑨所定外労働を行う理由の限定
- ⑩代休制度の導入や休日の振替

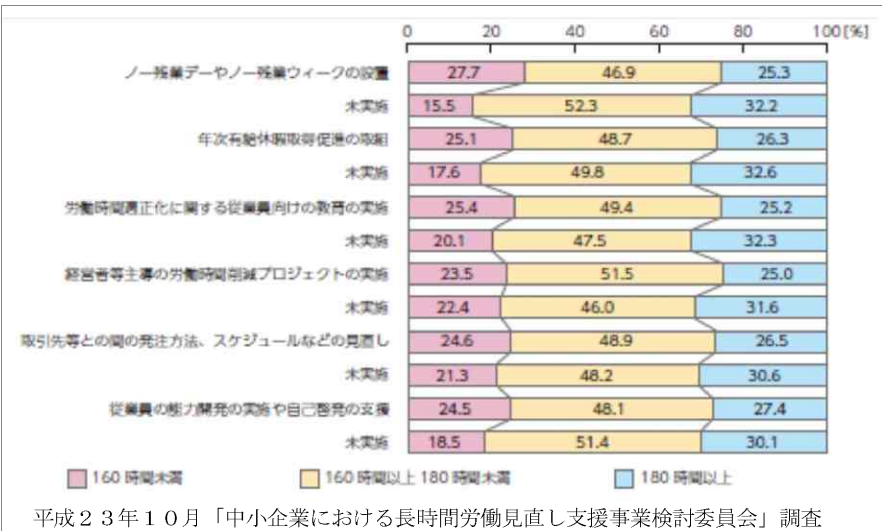
このうち、最も効果が高いのが、①労働時間に関する意識の改革と④「ノー残業デー」「ノー残業ウィーク」の導入・拡充であるという調査結果も出ています。

残業を前提とした仕事の進め方を見直し、業務の優先順位を上司と部下で精査することによっても無駄な残業は削減出来ます。限られた人数と時間の中で業績を向上させる為には、会社の仕組みを整えると同時に労働者本人の意識改革と能力向上も必要です。ある商社では、午後10時以降の残業を完全消灯によって禁止し、残した仕事を翌朝に回す朝残業制度を導入しています。集中して仕事が出来ると早朝は、始業までの時間が限られていることで、効率的な働き方が労働者にも求められるということです。

ノー残業デーについては、ポスターの掲示、社内報や放送等による定時退社の注意喚起などを行なうことで一定の成果が見込まれます。業種によっては緊急対応などで一律に設定することが難しい場合もありますが、何より労働時間に関する労使の意識を高めることが本来の目的と考えると、出来る部分から始めて、修正しながら継続するという姿勢が重要です。

本来、時間外労働や休日労働は、臨時的なものとして必要最小限にとどめるべきものです。その上限時間等を労使で合意する36協定の作成段階においては、残業をする事由を具体的に協定する必要があります。この具体的事由の内容を検討するだけでも、残業削減効果がありますが、具体的事由と残業申請書の残業理由をリンクさせ、毎年度、理由ごとの統計を取り、次年度の36協定に反映させることで更なる効果が期待出来ます。

「平成25年 若年者雇用実態調査」によると、初めて勤務した会社を辞めた主な理由として、「労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった」が22.2%と最も高くなっています。少子高齢化が進み、労働力人口が激減していく中で、優秀な人材の獲得や定着率の向上などは経営者の悩みの種です。まさに、無駄な長時間労働の抑制は、経営者だけが考える問題ではなく、労使が一体となって取り組んでいかなければならない最重要課題と言えるでしょう。



主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間 (時間)		所定内労働時間 (時間)		所定外労働時間 (時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
22年 平均	360,276	305,313	291,210	252,618	69,066	52,695	149.8	160.3	137.8	146.4	12.0	13.9
23年 平均	362,223	303,257	291,784	250,496	70,440	52,762	149.0	157.3	137.1	144.0	11.9	13.3
24年 平均	356,578	305,326	289,796	253,928	66,781	51,396	150.7	155.6	138.5	145.0	12.2	10.7
25年 7月	407,341	342,524	288,592	254,054	118,749	88,470	154.3	159.1	141.9	148.8	12.4	10.3
8月	297,656	258,492	288,464	253,143	9,192	5,349	148.0	153.0	136.0	142.4	12.0	10.6
9月	294,452	252,445	288,387	251,929	6,065	516	147.2	152.5	134.9	141.9	12.3	10.6
10月	297,414	256,248	290,448	252,590	6,966	3,658	152.8	158.1	140.0	147.8	12.8	10.3
11月	310,846	266,888	290,415	253,213	20,431	13,675	153.5	156.8	140.5	145.9	13.0	10.9
12月	655,363	521,943	289,808	255,735	365,555	266,208	148.8	153.4	135.5	141.8	13.3	11.6
26年 1月	298,937	255,511	287,768	251,676	11,169	3,835	141.6	146.6	129.1	135.9	12.5	10.7
2月	292,084	252,147	288,502	251,439	3,582	708	145.3	149.1	132.7	138.3	12.6	10.8
3月	310,777	263,712	291,439	254,515	19,338	9,197	147.3	152.3	133.9	140.8	13.4	11.5
4月	306,807	263,498	294,925	258,545	11,882	4,953	153.5	160.0	140.1	148.3	13.4	11.7
5月	301,208	264,330	290,762	255,620	10,446	8,710	147.5	153.1	135.0	142.1	12.5	11.0
6月	542,093	419,892	291,947	256,141	250,146	163,751	152.9	158.7	140.5	147.8	12.4	10.9
7月	423,174	384,511	291,859	255,239	131,315	129,272	155.6	159.7	143.0	149.8	12.6	9.9
8月	302,373	260,839	290,671	254,603	11,702	6,236	145.2	152.1	133.2	141.0	12.0	11.1

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上)
(大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)

項目 年月	一般職業紹介状況(卒除く、パート含む)				消費者物価指数 (総合)17年=100		鉱工業生産指数 (季調済)17年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む	
	新規求人倍率 (季節調整値)		月間有効求人倍率 (季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
22年 平均	0.89	0.93	0.52	0.56	99.6	99.8	94.4	98.5	318,315	292,191
23年 平均	1.06	1.03	0.65	0.66	99.8	100.1	91.3	96.1	308,848	320,368
24年 平均	1.28	1.13	0.80	0.73	99.7	99.9	91.4	97.1	309,720	343,791
25年 7月	1.46	1.17	0.94	0.80	100.0	100.2	97.9	91.8	310,387	315,796
8月	1.48	1.23	0.95	0.79	100.3	100.5	97.0	90.1	312,622	420,884
9月	1.51	1.17	0.96	0.79	100.6	101.0	98.3	88.1	315,443	314,577
10月	1.57	1.31	0.98	0.80	100.7	101.0	99.3	97.4	316,555	295,625
11月	1.55	1.15	1.01	0.80	100.8	101.1	99.2	98.5	300,994	315,648
12月	1.61	1.24	1.03	0.81	100.9	101.0	100.1	96.8	358,468	467,177
26年 1月	1.63	1.29	1.04	0.81	100.7	100.8	103.9	101.7	325,804	404,584
2月	1.67	1.39	1.05	0.83	100.7	101.0	101.5	101.4	294,509	324,439
3月	1.66	1.28	1.07	0.88	101.0	101.2	102.2	103.7	384,680	360,235
4月	1.64	1.32	1.08	0.88	103.1	103.4	99.3	96.2	329,976	272,294
5月	1.64	1.42	1.09	0.91	103.5	103.7	100.0	97.9	293,050	305,534
6月	1.67	1.33	1.10	0.88	103.4	103.6	96.6	90.3	295,738	273,292
7月	1.66	1.37	1.10	0.90	103.4	103.7	97.0	92.8	311,693	286,851
8月	1.62	1.30	1.10	0.92	103.6	104.1	95.2	92.2	305,836	287,111

資料出所 厚生労働省 大分労働局 厚生労働省 大分労働局 総務省統計局「消費者物価指数」 経済産業省「鉱工業生産動向」 県統計調査課「鉱工業生産指数月報」 総務省統計局「家計調査」

大分県の最低賃金が変わりました

大分県最低賃金(地域別)は平成 26 年 10 月 4 日から

1 時間 664 円 → **677 円** に変わりました!

事業所で働く人(嘱託、臨時、パートタイマー、アルバイトを含む。)に支払う賃金は平成 26 年 10 月 4 日から上記の最低賃金額を下回することはできません。

※ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる賃金であって、通常の労働時間、労働日に対応する所定内賃金に限られます。したがって、①賞与、結婚手当などの臨時的賃金②時間外労働などの時間外割増賃金③休日労働などの休日割増賃金④精皆勤手当、通勤手当、家族手当は含まれません。

最低賃金についてのお問い合わせは、大分労働局労働基準部賃金室 (Tel. 097 - 536 - 3215) 又は、最寄りの労働基準監督署にご照会ください。

ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催しました

実践トップセミナー

県労政福祉課と大分県経営者協会労働問題研究会は、9月29日(月)、ワーク・ライフ・バランス実践トップセミナー(県庁舎新館14階大会議室)を開催し、「ワーク・ライフ・バランス実現に向けた働き方の見直し」と題して、アパショナータ代表のパク・スックチャ氏による講演を行いました。セミナーには県内企業の経営者や労務管理担当者など、41名が参加しました。



講演の様子

講演では、自身の経験や先進的な企業の取り組みなども紹介しながら、なぜ働き方を変えないといけないかということを分かりやすく説明していただきました。

県民セミナー

また、県(労政福祉課・アイネス)と大分市は、11月5日(水)、ワーク・ライフ・バランス県民セミナー(労働福祉会館ソレイユ7階カトレ

ア)を開催しました。まず第1部として「ワーク・ライフ・バランス～我が社の挑戦～」と題して、ライフネット生命保険(株)代表取締役会長兼CEOの出口治明氏による講演を行いました。セミナーには県内の事業所や労働団体、関係機関などから180名が参加しました。



講演の様子

講演では、ワーク・ライフ・バランスは、一緒に働く仲間の意識改革や、経営者も含めた上からの意識改革が大切なことなど、説得力のあるお話がありました。

セミナーの第2部では、パネリストに、(株)トキハ人事部人事課長の内田賢一氏、(株)日豊ケアサービス取締役の坂本純子氏、(株)豊和銀行人事部主任調査役の佐藤貴彦氏、コメンテーターにライフネット生命保険(株)の出口治明氏、コーディネーターにOBSアナウンサーの海原みどり氏を迎え「女性も男性も生き生きと働き続けられる職場づくりを目指して!!」をテーマにパネルディス

カッションを行いました。ワーク・ライフ・バランスの先進的な取り組みについて意見が交わされました。



パネルディスカッション

雇うことは加入すること

加入していますか?労働保険

労働保険は、労働災害や失業から労働者と家族を守り、労働災害で被る損害から会社を守る保険です。正社員、パート、アルバイトなど、労働者を一人でも雇用している事業主は、労働保険に加入しなければなりません。

未加入で労働災害が起こると、追徴金や保険給付に要した費用を徴収されることがあります。

加入手続きは、労働局、最寄りの監督署、ハローワークまで。

問い合わせ 大分労働局
Tel.097-536-7095



県内の動き



第 8 回労働判例研究会

— 大分県経営者協会 —

大分県経営者協会は 9 月 26 日(金)、大分市レンブラントホテル大分で「第 8 回労働判例研究会」を開催しました。今回のテーマは「メンタルヘルス対策に関するガイドブックについて」で、現在、同協会が作成を進めている「中小企業のためのメンタルヘルス対策に関するガイドブック」の案について、上野貴士弁護士・中山陽介弁護士をはじめ、多数の弁護士が討議し、見解を述べました。



第 8 回労働判例研究会

この研究会は労働問題に係る事例・判例について弁護士から解説してもらい、対処方法を学ぶものです。今後の研究会は、残業代請求と残業管理(2/24)のテーマで開催が予定されています。

第 33 回地方委員会

— 連合大分 —

連合大分は 10 月 30 日(木)、大分市ソレイユで第 33 回地方委員会を開催しました。

冒頭、村田正利会長が「連合大分は、引き続き全ての働く者の労働条件の底上げ、底支えの取組を行っていく。委員の積極的な提言で、運動方針を行動化して頂きたい。」とあいさつしました。



第 33 回地方委員会

委員会では、役員の交代や、2015 年度の運動方針(案)、会計予算(案)など、提案された議案全てが多数の賛成により承認されました。2015 年度の運動方針の概要は次のとおりです。

- ① 集团的労使関係の拡大に向けた「1000 万連合」実現行動の着実な実践と連帯活動の推進による社会的影響力ある労働運動の強化
- ② 非正規労働者の組織化と処遇改善に向けた社会運動の展開
- ③ 働くことを軸とする安心社会の構築に向けた政策・制度の取組
- ④ 労働条件の底上げと社会的横断化の促進のディーセント・ワークの実現
- ⑤ 男女平等社会の実現に向けた平等参画の強化
- ⑥ 政策実現に向けた政治活動の強化
- ⑦ 公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現

大分県労政福祉課 出前講座のご案内

大分県労政福祉課では、ワークルールの基礎知識の提供と労働相談窓口の紹介を目的として以下①～③の出前講座を通年で実施しています。経費は無料です。ぜひご利用ください。

- ① 学生(高校生以上)向け出前講座
- ② 労働者向け出前講座
- ③ 経営者・労務担当者向け出前講座

- ・実施日時や内容ご希望に沿います
- ・講師は労政福祉課職員が出向きます
- ・資料は労政福祉課で全て用意します
- ・講師及び資料に係る経費は無料です(会場は申込者側でご用意願います)

お申し込みは常時受け付けています

【お申し込み・お問い合わせ先】

大分県労政福祉課労働相談・啓発班
TEL : 097-506-3353
FAX : 097-506-1827

県庁ホームページ内に出前講座の案内ページ(下記アドレス)を用意しています。労働関係法パンフレット「これだけは知っておこう ポイント労働法」など数冊がダウンロードできます。ご利用ください。

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodokyoiku-0201.html>



労香だより

大分県労働委員会事務局
TEL 097-506-5251
FAX 097-506-1788

平成 26 年 9 月～10 月の概況

◎ 審査事件関係

種別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
不当労働行為事件	0	0	0	0
労働組合資格審査	1	1	2	0

◎ 調整事件関係

種別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
あっせん	1	0	0	1
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

◎ 個別労働関係紛争関係

種別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
あっせん	1	0	0	1

◎ 会議の開催状況

9 月 8 日 第 1551 回定例総会 10 月 7 日 第 1553 回定例総会
9 月 24 日 第 1552 回定例総会 10 月 21 日 第 1554 回定例総会

大分県労働委員会 労働相談ダイヤル

TEL. 097-536-3650

大分県労働委員会では、無料で労働相談を実施しています。解雇、賃金未払い、配転など、労使間トラブルでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

※相談時間

月～金の 9 時から 17 時まで

大分県労働委員会

(県庁舎本館 7 階)

〒870-8501 大分市大手町 3-1-1

12/4～12/10は人権週間です

1948年12月10日、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とうたった「世界人権宣言」が国連総会で採択されました。この宣言の採択を記念して、12月4日から10日までを「人権週間」と定めています。

大分県では、人権週間記念行事として、右の行事を行います。

お問い合わせ先：大分県生活環境部人権・同和対策課
TEL 097-506-3176 FAX 097-506-1751
E-mail : a13700@pref.oita.lg.jp

みて感じて、きいて考えて 人権

—ヒューマンフェスタ2014 おおいたく人権週間記念編—

12月11日(木) 13:00~17:00
ホルトホール大分 大ホール

表彰式 13:00~13:50

人権ポスター、人権標語、人権作文 優秀作品の表彰



福永 幸輝 さん
(豊後高田市立豊々地小学校4年)



北郷 千夏 さん
(日田市立戸山中学校1年)



伊南 天奈 さん
(県立別府鶴見丘高等学校1年)

講演 14:00~15:20

講師 ヤブモトマサコ 数本 雅子 さん

演題 「生きていてよかった」～女子アナからの報告～

日本テレビアナウンサーとして活躍。その後報道記者へと転身。取材を通じて見てきた人権問題・ハンセン病について語る。



映画上映 15:30~17:00

全米映画祭絶賛！観客賞総ナメの感動作

『チョコレートドーナツ』

育児放棄されたダウン症の少年と同性愛者のカップル。世界の片隅で家族になった3人。実話から生まれた愛を愛わす物語



監督 トラヴィス・ファイン 2012年制作



(C)2012 FAMILIEFILM, LLC

主催 大分県、大分県教育委員会、大分県人権教育・啓発推進協議会

平成 26 年工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。調査時点は平成26年12月31日です。調査票へのご回答をお願いいたします。

経済産業省・大分県・市町村

仕事や職場でのトラブル・悩みごとなら

相談は無料、予約は不要、秘密は厳守

大分県 労政・相談情報センターの「労働110番」へ



労働相談専用ダイヤル 0120-601-540
携帯・公衆電話からは 097-532-3040

非正規雇用相談専用
ホットライン専用電話
097-506-3351

大分県労政・相談情報センターでは、労働者・使用者を問わず、労働問題全般の相談を受け付けています。労働相談には次の①～③の3種類があります。各相談とも無料です。予約は不要、匿名での相談も可能です。

①通常労働相談(随時)

来所相談、電話相談どちらでもOK!

電話相談は上記電話番号へ

相談日:月～金 受付:8:30～17:15

※土・日・祝祭日、12/29～1/3はお休みです

- ◇県職員が直接相談を受けます
- ◇秘密厳守
- ◇場所: 大分県庁本館 7階 労政福祉課 労働相談室

②巡回特別労働相談

- ◇毎月1回、県内を巡回して開催
- ◇弁護士、社会保険労務士等が相談をお受けします
- ◇当日来所いただけない場合は電話相談(上記電話番号)もできます
- ◆12月25日(木)佐伯会場
〈場所〉県佐伯総合庁舎 4階 大会議室
- ◆1月22日(木)大分会場
〈場所〉ホルトホール大分 4階 408会議室
- ※受付は両日とも13:15～16:15

③労働なんでも相談

- ◇毎月1回、県内を巡回して開催
- ◇県職員が相談をお受けします
- ◇当日来所いただけない場合は電話相談(上記電話番号)もできます
- ◆1月8日(木)日出会場
〈場所〉日出町中央公民館 1階 青年研究室 (速見郡日出町3891-2)
- ◆2月12日(木)由布会場
〈場所〉湯布院コミュニティセンター 2階 学習室 (由布市湯布院町3738-1)
- ※受付は両日とも11:00～15:00

「労働おいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

大分県商工労働部労政福祉課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL. 097-506-3354 FAX. 097-506-1827
E-mail : a14530@pref.oita.lg.jp



Web労働おいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodooita-0000.html>

おおいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>